戸籍に関する届出

申請先:牟岐町住民福祉課 でんわ0884-72-3415

戸籍は、夫婦・親子など個人の身分関係を証明するもので、夫婦・親子単位でつくられています。 戸籍のあるところを本籍地といいます。戸籍の記載は届出によります。

届出の種類	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
出生届	出生日から14	父母の本籍地また	父または母、同	届書1通
шшш	日以内	は住所地、所在地、	居者、出産に立	(出生証明書)
		あるいは出生地の	お会った医師、	日本世初日 7日
		市町村	看護師等その他	
		194111	の立会者の順	
 死亡届	死亡の事実を知	 死亡者の本籍地、	親族、同居者、	
/0 C/田	った日から7日	死亡地、または届	家主、地主、家	(死亡診断書)
	以内	出人の住所地、所	愛または所在地	伝出人の印鑑
		在地の市町村	の管理人の順	田田ノヘジンには郷田
 	届出によって効	夫か妻の本籍地、	夫、妻	 届書1通
X1 X1/H	力を生じるので	住所地、あるいは		
	届出期間はあり	所在地の市町村	2人)	ないときはその人
	ません	 	2 //)	の戸籍謄本を1通
	2670			それぞれの印鑑
				(一方は旧姓の印
				鑑りませる場合は
				未成年の場合は
				父母の同意書
				本人確認のため
				免許証など顔写真
				が貼付けされてい
				る官公署発行の身
				分証明書
離婚届	届出によって効	夫か妻の本籍地ま	夫、妻 	届書1通
(協議離婚)	力を生じるので	たは所在地、ある		現在の戸籍謄本
	届出期間はあり	いは住所地の市町		1通(届出地に本
	ません	村		籍があるときは不
				要)
				それぞれの印鑑
				本人確認のため
				免許証など顔写真
				が貼付けされてい
				る官公署発行の身
				分証明書

届出の種類	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
離婚の際に称	離婚届と同時ま	本籍地または住所	離婚により婚姻	届書1通
していた氏を	たは離婚の日か	地、あるいは所在	前の氏に復した	離婚後に届け出
称する届け	ら3ヶ月以内	地の市町村	人	るときは現在の戸
(戸籍法77				籍謄本を1通
条の2の届)				(届出地に本籍が
				あるときは不要)
				届出人の印鑑
転籍届	届け出た日に効	本籍地、転籍地ま	筆頭者と配偶者	届書1通
	力を生じる	たは届出人の住所		戸籍謄本1通
		地あるいは所在地		(他の市町村に転
		の市町村		籍あるいは分籍す
分籍届	届け出た日に効	本籍地、分籍地ま	分籍者 (成年者	る場合に必要)
	力を生じる	たは届出人の住所	であること)	届出人の印鑑
		地あるいは所在地		
		の市町村		

戸籍関係の届出は、このほかに認知届、養子縁組届、用紙離縁届などがあります。 国民健康保険、国民年金に加入している方は、別途手続きが必要なことがあります。 保険証・年金手帳等をご持参ください。